

第2回



無料

相続登記等相談会

観音寺市民会館（ハイスタッフホール）で開催します！

相続登記の義務化について知りたい。

法務局

土地家屋
調査士会

司法書士会

- ・遺産の分割について聞きたい。
- ・相続放棄をしたい。
- ・相続人が行方不明である。

など



相続に備えて

- ・土地の境界をはっきりしておきたい。
- ・土地を分割したい。
- ・未登記の建物を登記したい。

など



令和6年4月から
相続登記が義務化されました！

詳しくは高松法務局ホームページまで→



日時

令和7年11月18日（火）

午後1時から午後4時まで

（秘密厳守・相談時間は30分です）

場所

観音寺市民会館
（ハイスタッフホール）

1階 会議室1

観音寺市観音寺町甲1186-2

◆◆相談は予約制です。下記までご連絡ください。◆◆

【相談予約先】高松法務局 民事行政調査官室

連絡先：087-821-6342（平日9:00-17:00）

主催：高松法務局・香川県司法書士会・香川県土地家屋調査士会